

明石市住民投票条例検討委員会条例

平成25年条例第37号

(設置)

第1条 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定める（仮称）明石市住民投票条例について検討するため、明石市住民投票条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項について、市長の諮問に応じて検討し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長1人及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地縁型市民活動団体の代表者
- (2) 分野型市民活動団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部法務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（平成25年7月3日）から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。